

平成26年5月30日
農林水産部食品・流通課**津南町産のこしあぶらから基準を超える放射性セシウムが検出
されましたので、出荷及び食用の自粛を要請しました。**

津南町で採取されたこしあぶら1点から、食品衛生法の規格基準を超える放射性セシウムが検出されました。(5月30日検査分)

なお、当該こしあぶらは、津南町の直売所で販売されていたものであったことから、念のため、当分の間、津南町産こしあぶらのお荷及び食用の自粛を要請しました。

これまで、津南町産の他の山菜からは、基準値を超えたものはありません。

津南町産の山菜については、引き続き調査を実施し、その結果を公表してまいります。

(検査機関：(一財)上越環境科学センター)

(単位：ベクレル/kg)

	品目	産地	放射性セシウム			放射性ヨウ素
			セシウム134	セシウム137	計	ヨウ素131
1	こしあぶら	津南町	37	134	171	検出されず (4.8未満)

食品衛生法の規格基準 (一般食品)	100	基準なし
-------------------	-----	------

注1 カッコ内の数値(「〇未満」の〇)は、検出限界値*です。

表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が〇ベクレル/kgの測定で、放射性セシウムが検出されなかったことを意味します。

※ 検出限界値とは…測定において検出できる最小値であり、放射能の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。

＜山菜の生態等に関する問い合わせ先＞
農林水産部林政課
電話 025-280-5326
内線 3028

＜この記載事項に関する問い合わせ先＞
農林水産部食品・流通課
電話 025-280-5303
内線 2940